

## I 計画の基本的な考え方



# I 計画の基本的な考え方

## 1 計画策定の目的

本区では、男女共同参画社会の実現に向け、平成 20（2008）年3月に「中央区男女共同参画行動計画 2008」を策定し、男女共同参画推進に取り組んでいます。

行動計画策定から5年経ち、社会情勢の変化等により生じた新たな課題への取り組みが求められています。本区における男女共同参画を取り巻く現状や課題を踏まえ、社会環境の変化に的確に対応し、今後5年間の基本的方向性を示すとともに、男女共同参画社会の形成に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、「中央区男女共同参画行動計画 2013」（以下「本計画」という。）を策定しました。

## 2 計画策定の背景

### （1）国の動き

平成 11（1999）年、国は、少子高齢化や国内経済の成熟化等、社会経済情勢の急速な変化に対応する上で、男女共同参画社会の実現は緊要な課題であり、日本の社会を決定する最重要課題と位置付け、「男女共同参画社会基本法」を制定しました。

男女共同参画社会基本法の制定から 10 年が経過した平成 22（2010）年に、「第3次男女共同参画基本計画」を策定しました。第3次男女共同参画基本計画は、「女性の活躍による経済社会の活性化」「男性、子どもにとっての男女共同参画」「様々な困難な状況に置かれている人々への対応」「女性に対するあらゆる暴力の根絶」「地域における身近な男女共同参画の推進」を改めて強調すべき点とし、実効性のあるアクションプランとするため、具体的な数値目標や期限を掲げています。さらに仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）や子育て支援など、関連施策との密接な連携を図る、としています。

また、平成 18（2006）年には「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」（男女雇用機会均等法）の改正により、性別による差別禁止の範囲の拡大、妊娠・出産等を理由とする不利益取り扱いの禁止が盛り込まれ、平成 19（2007）年に施行されました。

平成 19（2007）年には「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（DV 防止法）が改正され、保護命令が拡充された他、配偶者暴力対策基本計画の策定と配偶者暴力相談支援センター機能の整備が区市町村の努力義務となりました。

---

## (2) 東京都の動き

東京都は、平成 12（2000）年に「東京都男女平等参画基本条例」を制定し、平成 14（2002）年に「男女平等参画のための東京都行動計画 チャンス&サポート東京プラン 2002」を策定しました。また、平成 18（2006）年に DV 防止法に基づく「東京都配偶者暴力対策基本計画」を策定しています。この2つの計画は、平成 24（2012）年 3 月に同時に改定されました。

「男女平等参画のための東京都行動計画 チャンス&サポート東京プラン 2012」は、社会情勢の変化等に伴う新たな課題に取り組むため、「働く場における男女平等参画の促進」「仕事と家庭・地域生活の調和がとれた生活の実現」「特別な配慮を必要とする男女への支援」「配偶者からの暴力の防止」の 4 つの事項を重点課題として掲げています。

また、改定された「東京都配偶者暴力対策基本計画」では、「暴力の未然防止と早期発見のための施策の充実」「相談から自立まで被害者の視点に立った支援体制の強化」「区市町村における配偶者暴力対策の一層の充実」の 3 つを施策推進上の中心的視点として取り組むことを掲げています。

## (3) 中央区の動き

本区では、平成 5（1993）年に、男女共同参画社会の推進に向けた活動拠点として女性センター「ブーケ 21」を開設し、女性団体の活動を支援し育成するとともに、男女共同参画社会の実現に向けて取り組んできました。

平成 13（2001）年に「中央区男女共同参画行動計画」を策定するとともに、平成 15（2003）年には公募区民や学識経験者などで構成する「中央区男女共同参画推進委員会」を設置し、行動計画等について意見・助言を受けています。その後、新たな社会環境に対応するため、国・都の計画との整合性を踏まえ、平成 20（2008）年に「中央区男女共同参画行動計画」を改定しました。

特に、本区では子育て世代の増加が著しく、共働き世帯も多いことから、保育園を始め子育て支援策の充実を図るとともに、仕事と生活の調和を推進するため、ワーク・ライフ・バランス推進企業の認定やコンサルタント派遣など仕事と育児の両立に関する施策に努めました。

また、配偶者や恋人からの暴力（ドメスティック・バイオレンス。以下「DV」という。）に関しては、平成 17（2005）年度に区や東京都女性相談センター、警察等の関係機関で構成する「中央区配偶者からの暴力防止関係機関情報ネットワーク」を設置し、連絡・連携に努めています。

### 3 計画の位置付け

- (1) 男女共同参画社会の実現に向けた中央区の取り組みを示す総合的指針です。  
☆本区の特徴を踏まえ、男女共同参画社会に向けた施策の基本方針と進捗を管理する事業を示します。  
☆行政だけでなく、区民や事業者との協働のもとに進めていく計画とします。  
☆社会経済情勢の変化に伴い適宜見直しを行い、改善を図ります。
- (2) 本計画は、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に基づく計画です。
- (3) 本計画は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」第2条の3第3項に基づく計画を包含します。

### 4 計画の期間

平成25（2013）年度から平成29（2017）年度までの5か年とします。

## 5 基本理念とめざす方向

本計画の基本理念と、めざす方向を次のとおり設定します。

### 計画の基本理念

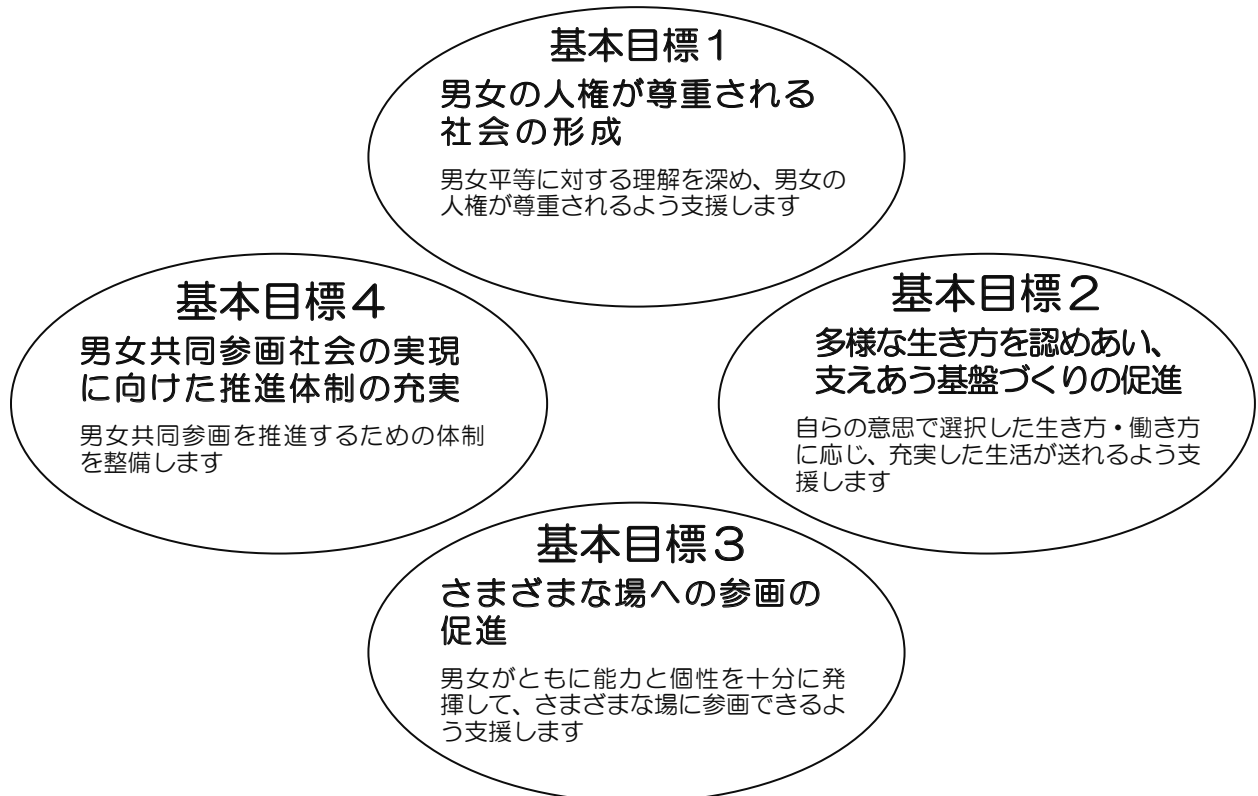
男女一人ひとりの人権と個性が尊重され、  
みんなが能力を発揮できる地域社会の実現

### めざす方向

- 男女平等意識を高め、一人ひとりの人権と個性が尊重される社会をめざします。
- すべての区民が性別にとらわれることなく、自らの意思で自分らしい生き方や働き方を柔軟に選択でき、いきいきと健康で充実した生活を実現できる社会をめざします。
- 生涯にわたって男女がともに家庭・学校・職場・地域のさまざまな場面でいきいきと参画できる社会をめざします。

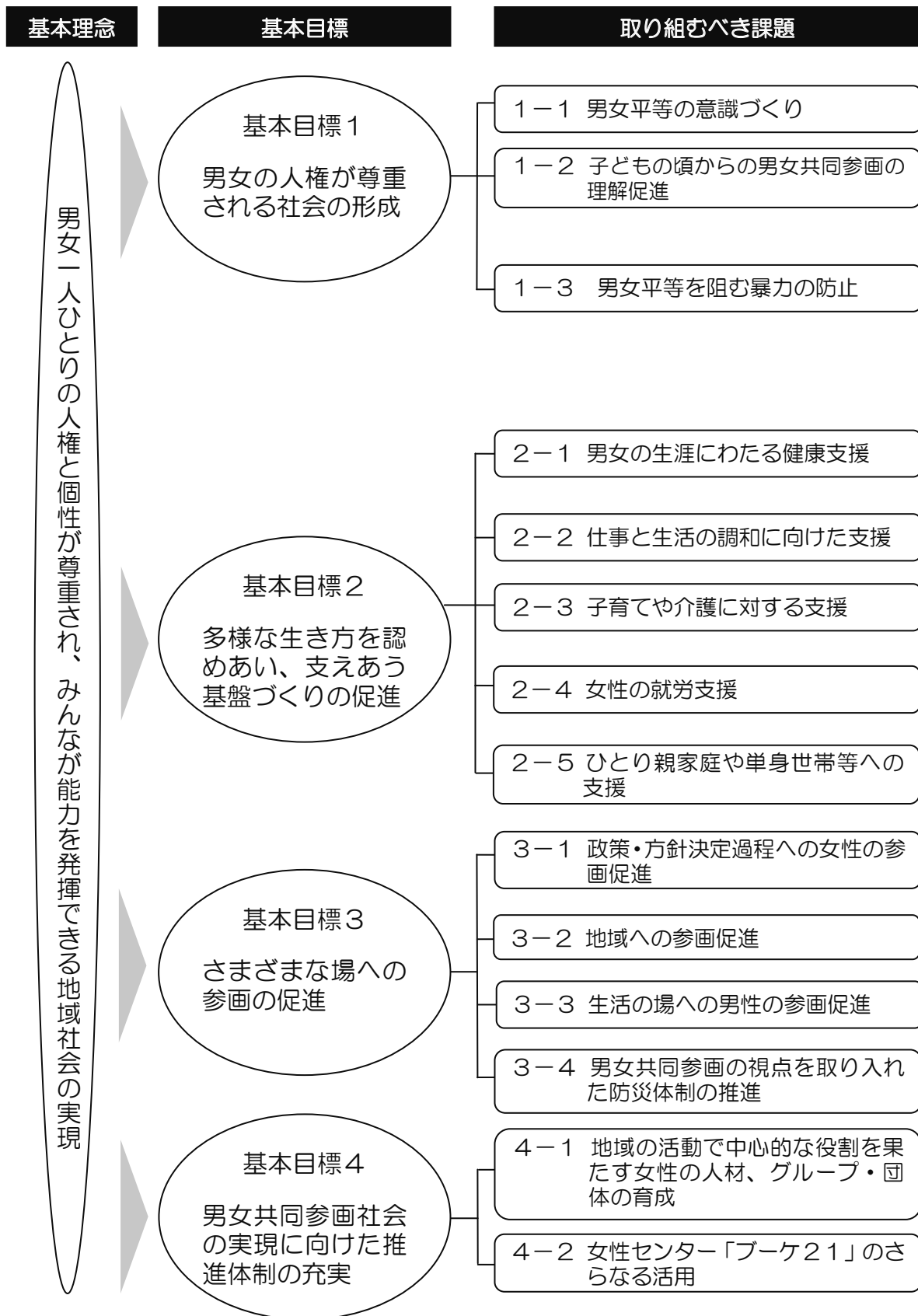
## 6 基本目標

本計画では、基本理念とめざす方向を実現していくために、次に示す4つの基本目標を設定します。





## 7 計画の体系





## 施策

1-1-1) 男女共同参画の意識啓発  
1-1-2) 男女共同参画に関する情報提供

1-2-1) 学校等における男女平等教育の推進  
1-2-2) 社会・文化の多様性の理解を深める教育の推進

1-3-1) セクシュアル・ハラスメント等の防止

1-3-2) DVの防止に関する意識啓発  
1-3-3) DV被害者の支援  
①相談機能の充実  
②連携体制の強化  
③DV被害者の保護と自立支援

2-1-1) 妊娠・出産期における女性と子どもの健康支援  
2-1-2) 成人期・高齢期における女性・男性の健康支援  
2-1-3) 子どもの相談体制の整備

2-2-1) ワーク・ライフ・バランスに対する啓発・普及  
2-2-2) ワーク・ライフ・バランス推進に向けた事業所への働きかけ

2-3-1) 子育てをしている人への支援  
2-3-2) 家族の介護をしている人への支援

2-4-1) 働きやすい職場づくりに役立つ情報の提供  
2-4-2) 子育て・介護などで仕事を中断した女性の再就職支援  
2-4-3) 女性の能力発揮に向けた就労支援

2-5-1) 家庭の状況に応じたきめ細かい生活支援  
2-5-2) 経済的自立に向けた就労支援

3-1-1) 審議会等委員への女性の参画拡大  
3-1-2) 区民の意見反映の機会の充実  
3-1-3) 管理監督職への女性の登用と女性の能力発揮の促進

3-2-1) 地域活動の場の提供と活動支援  
3-2-2) 地域活動のきっかけづくり

3-3-1) 家事・子育てへの男性の参画促進  
3-3-2) 介護への男性の参画促進

3-4-1) 防災対策における女性の参画拡大  
3-4-2) 男女共同参画の視点を取り入れた防災対策

4-1-1) 地域活動における女性リーダーの育成  
4-1-2) 女性センター「ブーケ21」利用団体に対する支援

4-2-1) 男女ともに利用される女性センター「ブーケ21」

